

MIO PRESS

LAW OFFICE
秋号

OSAKA / KYOTO / KOBE 2020.10/vol.12

今号のみお人

弁護士

澤田 有紀

Aki Sawada

【連載】

知っ得!交通事故

【ご存知ですか?】

最新情報!
建設アスベスト訴訟

【刑事事件入門】

いじめと加害者等の
法的責任

【支店便り】

あの有名な
お菓子が訴訟に!?

【リガサポ!】

新型コロナウイルスと
令和2年分の路線価について

【リレー式コラム】

事務局通信

【特集】

知っていますか? 「養子縁組」



詳しくは裏表紙を
ご覧ください



「みお」のLINE公式アカウント開設!!

QRコードを読み取って、「LINE友だち登録」をしていただくと、
①役立つ情報の配信や②手軽に相談予約などのサービスをご利用いただけます。
ぜひこの機会に登録をお願いいたします。



「B型肝炎給付金請求」



「アスベスト国家賠償請求」



「リ・スタート(離婚問題)」



大阪・京都・神戸

弁護士法人みお綜合法律事務所

代表弁護士:大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

(業務分野)交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約/会社法務/その他

お問い合わせ・ご相談は

なやむなみお

0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月~土)/9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

京都駅前事務所

KYOTO

神戸支店

KOBE

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月~金曜日/9:00~20:00
土曜日/10:00~18:00
受付時間:月~土曜日/9:00~17:30

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



皆様のご要望にお応えして

「読者アンケートプレゼント」の応募が、
スマートフォンからもできるようになりました!

ご応募は
こちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に「みお綜合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切/
2020年12月31日(木)※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。

アンケートの回答にご協力をお願いします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 今号のみお人 知っ得! 交通事故
 【特集】知っていますか?「養子縁組」 事務局通信
 最新情報「建設アスベスト訴訟」
 刑事事件入門 支店便り リガサポ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故 相続問題 離婚(男女)問題
 借金問題 労働問題 刑事事件
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
 企業法務 その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

MIO PRESS 202010 vol.12



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

知っ得!
身の回りで関わる、知って得する法律の話。
交 通 事 故

本コラム担当の羽賀です。今回からしばらくの間、交通事故に関わる保険について解説していきます。

1 交通事故と保険

交通事故では、様々な保険を使う可能性があります。自動車をお持ちの方であれば、自賠責保険や各保険会社の自動車保険を契約されていると思います。しかし、保険の詳細まで把握されている方は少ないのではないでしょうか。そこで今回は、交通事故で怪我をしたときに使える保険のあらましを解説したいと思います。

2 代表的な保険

自動車事故の際に使える代表的な保険には、次のようなものがあります。

(1) 自賠責保険

交通事故で怪我をした人に対して、最低限の補償をするための保険です。自動車事故では、大きな被害が発生することがありますので、自賠責保険の契約がなく、最低限の補償もできない状態では、自動車を走行させることができません。

弁護士会の役員室から

4月1日に大阪弁護士会の副会長に就任しました。業務としては、広報室、市民相談窓口、紛議調停(依頼者と弁護士との紛争を調停する部門)、遺言・相続センター、犯罪被害者支援委員会、弁護士事務所からの従業員のためのパワハラ・セクハラ相談窓口、家事法制委員会の各担当となり、加えて、日弁連(日本弁護士連合会)理事と近畿弁護士会連合会常務理事としての、業務を担当しております。

7名いる副会長のうち、今年度は女性を私を含めて2名です。大阪弁護士会では、副会長の適齢期は弁護士経験20年から25年くらいですが、21年目ですので席次は5番目になります。しかし、弁護士になるまでに寄り道をしたために、年齢はほぼ1番上で、皆さんからは「姐さん」と呼ばれています。

副会長になってからは、毎日、大阪弁護士会館に出動して、決裁書類にハンコを押したり、担当委員会の会議に立ち会ったり、副会長会議、正副会長会議などの会議さんまの日常で、「みお」の事務所には朝か夕方によつと立ち寄るだけ。まとまった時間いられるのはせいぜい週に半日程度で、ご依頼者の皆様にはご迷惑をおかけしております。

惑をおかけしております。

就任早々に新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発出され、楽しみにしていた懇親会などは全部中止。会議の後に、ちよつとご飯食べに行こう!もなく、直帰の毎日です。

日弁連の理事は71名ですが、各地方の単位の会長が理事となるほか、各ブロックからも数名が理事となります。大阪弁護士会の会長は日弁連の副会長を兼職するため、大阪からは副会長のうち1名が理事となります。日弁連の理事会は、東京で毎月2日間みっちり実施される他の理事との交流の機会も沢山あるとのこと、1泊2日の東京出張をとっても楽しみにしていたのですが、TV会議での参加となり、東京の理事会は画面の中の遠い距離を感じております。

そんなこんなで、もう任期の3分の1が過ぎました。最初の頃は、そのうちコロナも収まって元に戻ると期待していましたが、いまはウイズコロナの時代に適応していかなければならないと覚悟を決めています。

みお総合法律事務所も、ウイズコロナの時代にマッチしたWEB法律相談「ウェブ・ロイヤーズ(企業様向けオンラインサービス)」を開始しました。コロナ後を見据えて、今、やるべきことにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

※企業様向けオンラインサービス「Web Lawyers(ウェブ・ロイヤーズ)」の詳細はこちら→ <https://web-lawyers.net>

(2) 対人賠償責任保険

交通事故で怪我をした人に、自賠責保険では補償できない損害が発生したときに利用される保険です。強制保険である自賠責保険は最低限の補償しかなく、被害者に発生した損害をカバーしきれないことが多々あります。そのため、対人賠償責任保険は強制保険ではありませんが、多くの方が加入しています。

(3) 対物賠償責任保険

交通事故で物損被害が発生したときに利用される保険です。自賠責保険は人損のみが対象で、物損は対象外です。そのため、対物賠償責任保険は強制保険ではありませんが、多くの方が加入しています。

(4) 人身傷害保険

交通事故の相手方への補償ではなく、自身に生じた損害をカバーするための保険です。「交通事故の加害者が無保険の場合」「自損事故の場合」「被害者の過失割合が高い場合」などに利用するメリットがあります。自賠責保険より充実した補償を受けられる可能性があります。全損害はカバーできないことが多いといえます。

(5) 無保険車傷害保険

人身傷害保険と同じく、交通事故の相手方への補償ではなく、自身に生じた損害をカバーするための保険です。利用できる場面は、交通事故の加害者が無保険の場合等に限られますが、無保険車傷害保険会社との交渉を弁護士に任せると、人身傷害保険よりも充実した補償が受けられる可能性があります。

(6) 弁護士費用保険

交通事故の被害にあった場合に、保険会社との交渉等を弁護士に依頼するときの弁護士費用を補填するための保険です。怪我が軽い場合などは、弁護士費用を考えると手続きを弁護士に依頼しづらいますが、この保険があると弁護士への依頼が容易になります。なお、多くの場合、弁護士費用の全額がカバーされますが、一部自己負担が発生する場合もあります。利用する際は、保険会社と依頼する弁護士に事前に確認しておいた方がいいでしょう。

このように、自動車事故に遭った時に使える自動車保険は多くあります。次回は、交通事故で使える保険についてもう少し詳しく解説したいと思います。

特集 Special Feature

知っていますか？ 「養子縁組」



切り、新たな親子関係を作るための制度なのです。

このように、普通養子と特別養子は、「養子」という名前は同じですが、制度の性格は大きく異なります。

普通養子縁組の 使われ方

普通養子は、要件を満たした方が縁組の届出を行うことで成立します。結婚のときに、婚姻届を役所に出すように、養子縁組の場合は縁組届を役所に提出するので、要件としては、①養親が成人していること、②尊属(例えば自分の父)や年長者を養子にすることはできないこと、③配偶者がいる場合はその同意があること等がありますが、極めて一般的な内容です。

なお、手続の注意点としては、①養子が15歳未満の場合には、親権者が代わり

令

和2年4月に特別養子縁組に関する法改正がありました。といっても、養子に「特別養子」と「普通養子」の2種類があることも、世間ではあまり知られていないのではないかと思います。今回は養子縁組の制度の概要について解説します。

養子縁組とは

養子縁組は、法律上の親子関係を作り出す制度です。

民法では、親子関係が生じる場合として、実子の場合と、養子の場合の2つを定めています。実子というのは、妊娠・出産を前提とする血縁上のものが主に想定され、養子というのは、当事者間の合意や裁判手続によって人為的につくられる親子です。(ちなみに、実親子が必ず血縁上の親子になるかというところではありません。現行民法は、「婚姻中に懐胎(妊娠)した子は夫婦の実子と推定される」というルールを基本に、離婚後の出産や、未婚の出産等の場合にそれぞれ対応する形になっています。現状のルールでは、法的な親子関係と血縁が一致しないという事案があり得るため、極めて難しい問題です。

そのほか、現行民法では同性婚が制度化されていないため、いわば緊急避難策として普通養子縁組を利用することで、同性カップルが親子として親族関係を形成して同じ戸籍に入り、社会保険の手続等を行えるようにする、相続関係を作る、といった利用例もあります(個人的には、このような養子縁組の利用は例外であり、同性婚の立法化や制度整備が早期に進むことを望んでいます)。

そのほか、現行民法では同性婚が制度化されていないため、いわば緊急避難策として普通養子縁組を利用することで、同性カップルが親子として親族関係を形成して同じ戸籍に入り、社会保険の手続等を行えるようにする、相続関係を作る、といった利用例もあります(個人的には、このような養子縁組の利用は例外であり、同性婚の立法化や制度整備が早期に進むことを望んでいます)。

特別養子縁組制度

最後に特別養子の制度について解説しましょう。

先に触れたとおり、実親との関係を断ち、新たな親子関係を作る強力な効果を持つ制度です。そのため①養子・養親に年齢等の要件があるほか、②原則として実父母の同意があること、③実父母による監護が困難・不相当等の特別の事情が

題が度々起こります。今回はこれ以上立ち入りませんが、また機会があれば取り上げます。

法律上の親子関係になれば、たとえば、親子間で相続の関係が生じたり、相互に扶養する義務が生じたりします。婚姻中で子どもが未成年の場合には、子どもの親権者として、監護養育や契約手続等を代わりに行う地位も発生します。この法的な効果や地位は、実子であるのと、養子であるのと、親子である以上は変わりがない(実子と養子との間に差はない)とされています。

普通養子と特別養子

養子には普通養子と特別養子があります。普通養子の特徴は、①要件や手続きが比較的簡易であること、②実親子関係が存続することです。つまり、普通養子の場合、養親が新たにできるだけで、実親との親子関係は残ります。そのため、例えば相続の際は、養親のときも、実親のときも、両方当事者になります。

他方、特別養子縁組は、①家庭裁判所の審判を経て成立する等、手続きや要件が厳格で、②成立すれば実親との関係が終了します。つまり、実親との関係を断ち



あり、子の利益のための必要があること、④養親候補が6か月以上監護しており、その状況を考慮すること等、厳格な要件が課されています。これらの要件につき家庭裁判所が審理をして審判をします。

令和2年4月施行の法改正では、(ア)養子の年齢要件を緩和し、(イ)一定の場合には父母の同意撤回を制限するとともに、(ウ)家庭裁判所の手続きを2段階に分けて、養親候補者の手続的負担やプライバシーに配慮する(一)段階目は、児童相談所も手続を進めることができる(二)ようになり、制度の利用促進が期待されています。

本誌の読者の中には、毎日新聞大阪版の「あなたの愛の手を」という欄をご覧になった方もいらっしゃるかもしれません。この記事は、特別養子縁組の利用を想定した赤ちゃん（その多くは児童相談所が保護しています）について、児童相談所と連携した社会福祉団体によって、養親候補を募集するためのものです。また、九州のある病院では「この通りのゆりかご」という、育てられない赤ちゃんを受け入れる活動が有名ですが、ここで預けられた赤ちゃんは特別養子縁組のマッチングや成立を目指すことが想定されています。



子どもを育てられない親と、子どもが欲しい親との間で特別養子縁組のあっせんを行う団体も出てきているようです（ただし、個人の意見としては、あっせん団体の活動実態や質はピンキリの要素があるため、利用には一定程度ご注意いただくのが良いかと考えます）。

血縁のない子を自らの子として迎えるわけですから、特別養子縁組が成立し、法的に親子になった後も、親子間の絆、づくりや真実告知等の際に、現実では色々な問題が噴出することもあるようです。一方で、この制度によって救われた子どもや親がたくさんいることも確かです。私自身、特別養子の制度により、血縁がなくとも「真の親子」になっていった事例をお聞きする機会があり、「親子の本質って何だろう」と強烈に考えさせられました。普段あまりなじみのない制度かもしれませんが、本稿を機に興味を持っていただければ幸いです。

※過去には「赤ちゃんポスト」と呼ばれたこともあり、その名前のほうがピンとくる方もおられると思います。（ただし、当該病院はこの呼称は控えていたいただきたいとの見解のようです。）



弁護士
大畑 亮祐
Ryosuke Ohata

リリースコラム
事務局通信

こんにちは。大阪事務局です。さっそくですが、絵葉書を書かれたことはございますか？ 私は海外旅行に行くのが好きで、昔はよく旅行先で一番気に入った場所の絵葉書を購入し、家族や友人に送ったりしていました。



海外から送ると、私の方が先に帰国し、忘れた頃に絵葉書が

届きます。届いた絵葉書の中には「生」の字で手紙を書いてみてはいかがでしょう？「生」には躍動感があって印字には無い独特の魅力がありますね。

コロナが落ち着いて、また自由に旅行ができるようになれば、久しぶりに絵葉書を送ってみようかなと思っています。

ご存知ですか？

最新情報！建設アスベスト訴訟

建設アスベスト訴訟

アスベスト（石綿）とは、天然の鉱石繊維で、熱や摩擦にも強く、丈夫で変化しにくい特性を持つことから、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材、シール断熱材といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、アスベストは、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、新たなアスベスト製品の製造・使用が禁止されています。

日本では、輸入されたアスベストの実に



70〜80%が建材に使用されてきました。そのため、大工、内装工、吹付工、電気工、配管工、塗装工、タイル職人、解体工など、建設作業に従事していた方に、非常に多くのアスベストによる健康被害が生じています。現在、多くのアスベスト被災者やそのご遺族が、国や建材メーカーを相手に、損害賠償を求め訴訟（建設アスベスト訴訟）を起こしています。

そして、近年、立て続けに、国の責任を認める高裁判決が出ており、令和2年8月28日にも、東京高裁で国と建材メーカー3社の賠償責任を認める判決が下されました。これで高裁の判断は6例目になります。

最高裁の統一見解が示される可能性が

国や建材メーカーの責任については、高裁レベルでは複数の判断が出ていますが、いずれも国や建材メーカーが責任を負う期間や内容にバラつきがありますので、最高裁判所による判断が待たれます。



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura

そしてついに、令和2年8月6日、最高裁第1小法廷は、令和2年10月22日に、双方の意見を聴く弁論期日を指定しました。これにより、早ければ来年、最高裁による統一見解が示される可能性が出てきました。

アスベストのご相談は「みお」まで

現在、当事務所でも、アスベスト健康被害に関する多数のご相談をお受けしており、石綿工場で就労されていた方については、国や企業に対して多数の訴訟を提起しております。

過去にアスベストを取り扱う業務に従事し、石綿肺、肺がん、中皮腫などに罹患された方又はそのご家族の方は、是非、みお総合法律事務所にご相談ください。

また、「みお」のアスベスト国家賠償請求LINE公式アカウントも開設しております。最新情報を無料で配信いたしますので、お気軽に「LINE友だち登録（裏表紙参照）」をお願いいたします。

お問合せ・ご相談は

0120-7867-30

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

アスベスト(石綿)被害
賠償金請求ご相談フォーム
<https://www.miolaw.jp/asbest/>





ゆる専門学校等をイメージしてくだされは含まれていません。しかしながら、当然専門学校等においてもこのような問題は発生し得るので、「専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること」という付帯決議が参議院文教科学委員会でもなされています。専門学校等においても、学校側が適切な措置を行わなかった場合、後述の民事責任を問われることになっていこう。

次に、学校での生徒に対するいじめの場合、学校側や教員に対してその責任を問うことが考えられます。すなわち、学校や教員はいじめ等がないか注意深く見極め、その存在がうかがわれる場合には

なお、加害者が未成年である場合は、通常の刑事手続とは異なる少年法の適用があります。

次に、被害者は加害者等に対して、どのような民事上の責任(損害賠償請求責任)を問えるのでしょうか。

まず、加害者本人に対しては不法行為責任(民法709条)に基づき損害賠償請求をすることが考えられます。もっとも、加害者本人に責任能力(不法行為責任を負担するのに必要とされる精神的な判断能力)がなければ加害者本人の責任を問うことはできません。責任能力は個別事案ごとに判断されますが、未成年者はおおむね12歳前後までは責任能力がないとされています。この場合、加害者の監督義務者(保護者)の監督責任を問うこととなります(民法714条)。また、保護者にはこの監督責任とは別に、監督義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果の間に相当因果関係が認められるときは民法709条に基づき責任を問えると考えられています。

その実態を調査し適切な防止措置を講じる義務を負うものと考えられます。この場合、賠償責任を負う主体は、それが私立学校なのか公立学校なのかによって異なり、私立学校であれば学校設置者である学校法人のみならず教員個人も責任を負いますが、公立学校では市町村等のみが賠償責任を負い、教員個人は被害者に対する直接の賠償責任を負いません。公立か私立かによるこの違いは一般的な感覚と異なるところで、公立の場合でも、教員に故意重過失があった場合は賠償した公共団体から教員個人に求償するという仕組みになっています。

以上、いじめ事件における刑事上及び民事上の責任について簡単に解説してみました。被害者側としてはいじめにせよ立証の問題をクリアする必要があります。いじめ被害者の立場からすれば現実には難しい場面も多いのですが、診断書の入手、日記等記録を残しておく、被害部位の写真撮影を行っておく等の証拠保全が望ましいといえます。

下のQRコードからバックナンバーをご覧ください

<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

刑事事件入門

いじめと加害者等の法的責任

弁護士
倉田 壮介
Souseike Kurata

昨

年、神戸市須磨区の小学校での、教員間のいじめが話題になりました。この事件は、小学校教員4人が、20代の同僚男性教諭に対し、激辛カレーを食べさせる、日常的にくず、死ねなどの暴言を浴びせる、金槌で指を打つ、髪の毛を接着剤まみれにする等の執拗ないじめを行っていたものです。被害者から被害届も提出され刑事事件になるとの報道もありました。

この事件が世間に衝撃を与えたのは、いじめが、既に重大な社会問題となつて久しいにもかかわらず、教育の現場において第一にそれを防止すべき立場にある教員が、別の教員に対して悪質ないじめを行っていたからです。今日では、いじめに対する社会的非難は非常に強いものがあり、こうした事件があると、加害者に対してその責任を問う声が多く上がりますが、実際にはどのような責任を問えるのでしょうか。本稿では、いじめ加害者等の責任について、刑事責任及び民事責任について若干の解説を行おうと思います。

まず、加害者本人の刑事責任として、その行為により様々な犯罪が成立し得ます。典型的な例として、暴力を振るえば暴行罪や傷害罪(怪我をさせた場合)になりますし、脅して金品を奪えば恐喝罪に

該当し得ます。また、物を盗れば窃盗罪になりますし、脅迫や暴行により本人の意思に反して義務のないことを行わせれば強要罪に該当し得ます。またこういった行為をそのかしたり手助けをしたりすれば、これらの教諭やほう助罪が成立し得ます。このように、いじめ行為は往々にして犯罪が成立することがあります。

もっとも、犯罪が成立し得るとしても、実際に起訴され刑事裁判にかけられた上で刑事責任を問われるかはまた別の問題となります。

上述のいじめ教員についてもその行為は少なくとも暴行罪や強要罪等に該当すると考えられます。しかしながら実際は起訴猶予、すなわち、検察官によって、犯罪は成立するものの刑事裁判にかけられる必要がないと判断され、結局、刑事裁判にはかけられませんでした。判断の詳細については不明ですが、既に社会的制裁が加えられていること等が考慮されたものようです。

このようないじめ事件が刑事事件に発展するきっかけとしては、もちろん、被害者からの被害届の提出や告訴がありえるのですが、学校において生徒がいじめを受けた場合にはそのみにとどまらず法律で学校の義務が定められています。

すなわち、いじめ防止対策推進法により、学校は、いじめが犯罪行為として取り



扱われるべきものであるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない」とされているのです。

このため、学校には、いじめが犯罪行為であるときは、所轄の警察署と連携し、通報の上適切に連携する法的義務があるのです。なお、若干違和感をおぼえるところですが、ここの学校には専修学校(いわ

ABCラジオ

毎週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれ みーお!」

<https://www.abc1008.com/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ

毎週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁!澤田有紀のやさしい法律カフェ」

<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわるお役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

ABCラジオ
KBS京都ラジオ
好評放送中!



あの有名な お菓子が訴訟に!?

1 はじめに

最近では京都事務所でも執行することも
あるので、今回は本連載に寄稿させてい
ただくことにしました。

さて、京都の定番のお土産物といえば、
何を連想されるでしょうか。抹茶の入っ
たラングドシャや薄皮饅頭なども有名で
すが、定番はやはり八ッ橋ではないしょ
うか。

実は近年、この八ッ橋を巡って裁判が
起こされました。今回はその内容をご紹
介したいと思います。

2 訴訟の背景

ご存知のように、「八ッ橋」という名の
商品は、複数の会社から発売されていま
す。風味や見た目にこだわりが表れてい
る商品もあり、各社の創意工夫が感じら
れます。

しかし一方で、商品に「本家」や「創業〇
〇年」などのキャッチコピーを付して、他
社との差別化を図る会社も見られます。

3 事案の概要

今回ご紹介する訴訟の原告となったのは、
八ッ橋の代表的老舗の一つである井筒



八ッ橋本舗(京都市東山区、以下「井筒」
と言います)です。一方、被告は、井筒のラ
イバル社で、井筒と同様に八ッ橋の老舗で
ある聖護院八ッ橋総本店(京都市左京区、
以下「聖護院」と言います)です。

井筒は聖護院に対し、聖護院が公表し
ている創業年「元禄2(1689)年」は
偽りであり、不正競争防止法に違反する
として、広告や商品説明への記載の差止
めと600万円の損害賠償を求め、京都
地方裁判所に裁判を起こしました。

4 不正競争防止法とは

今回問題となっている法律は、不正競争
防止法(以下「法」といいます)と呼ばれる
法律です。
法第二条で、「不正競争」について、以下
のように定義しています。

第二条 この法律において「不正
競争」とは、次に掲げるものをいう。

二十 商品若しくは役務若しく
はその広告若しくは取引に用い
る書類若しくは通信にその商品
の原産地、品質、内容、製造方法、
用途若しくは数量若しくはその
役務の質、内容、用途若しくは数
量について誤認させるような表示
をし、又はその表示をした商品を
譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは
引渡しのために展示し、輸出し、
輸入し、若しくは電気通信回線を
通じて提供し、若しくはその表示
をして役務を提供する行為

本件で井筒は、聖護院が広告や商品に
掲載している創業年である「元禄2(16
89)年」が「商品」の「品質、内容」につ
いて「誤認させるような表示」であるとして
「不正競争」にあたることを主張しました。

「不正競争」にあたるかと判断された場合、
差止請求(法第三条)や損害賠償請求(法
第四条)の対象になります。以下、条文を
確認しましょう。

(差止請求権)

第三条 不正競争によって営業上
の利益を侵害され、又は侵害され
るおそれがある者は、その営業上
の利益を侵害する者又は侵害す
るおそれがある者に対し、その侵
害の停止又は予防を請求するこ
とができる。

2 (略)

(損害賠償)

第四条 故意又は過失により不正
競争を行って他人の営業上の利益
を侵害した者は、これによって生
じた損害を賠償する責めに任ずる。
ただし、第十五条の規定により同
条に規定する権利が消滅した後
にその営業秘密又は限定提供デー
タを使用する行為によって生じた損
害については、この限りでない。

5 裁判所の判断

「誤認させるような表示」(法第二条)で
あるかは、表示内容や取引の実情等を考

6 検討

本件の訴訟の争点を一言でいうと、「創業
年の表示が、品質の誤認を招いたり、消費
者の商品選択を左右するほど重要な要素
と言えるか」ということとなりますが、読者
の皆さんは、いかがお考えでしょうか？

確かに、世間では今回問題となった八ッ
橋だけでなく、創業年や発祥地、原産地
等が記載されている商品は、多く見受け
られます。しかし、私たちが商品を購入す
る際、食の安全や商品に対する信頼の観
点から、産地や原材料、アレルギー物質の

有無等はよく確認しますが、商品の歴史
や発祥地によってその商品を購入する
どうかを決めるということは、あまりない
とも思えます。

上記のように考えると、今回の京都地
裁の判断は、消費者の目線に立った良識
あるものと言えるでしょう。

ちなみに本件では、敗訴した井筒側の代
理人弁護士は「控訴(裁判のやり直し)を
検討する」とコメントしていますので、引き
続き、京都の定番のお土産物を巡る訴訟
の行方に、注目していきたいと思えます。



弁護士
松 浩司
Koji Matsu

ホームページも
ぜひ
ご覧ください!



みお 京都

「法律セミナー」のご案内

セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。
事前予約制となります。その他、**個別相談(初回30分無料)**も大阪・京都・神戸
 事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。



●おひとり様セミナー **無料**

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の
 利用方法、遺言書の活用などについて分かり
 やすく解説します。

日程	場所	時間
11月12日(木)	大阪	11:00
11月27日(金)	神戸	11:00
12月7日(月)	大阪	11:00
12月11日(金)	神戸	11:00

●民事信託セミナー **無料**

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。
 どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
11月5日(木)	大阪	11:00
11月18日(水)	神戸	18:00
11月27日(金)	京都	11:00
12月1日(火)	大阪	11:00
12月9日(水)	神戸	18:00
12月23日(水)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー **無料**

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や
 作成方法、もめない書き方などを分かりやすく
 解説します。

日程	場所	時間
11月6日(金)	大阪	11:00
11月25日(水)	神戸	11:00
12月4日(金)	大阪	11:00
12月16日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性) **ワンコイン(500円)**

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

♀ 離婚セミナー(女性)		
日程	場所	時間
11月20日(金)	神戸	13:30
11月25日(水)	大阪	13:00
12月14日(月)	大阪	13:00
12月18日(金)	神戸	13:30

♂ 離婚セミナー(男性)		
日程	場所	時間
11月13日(金)	大阪	18:00
11月25日(水)	神戸	18:00
12月16日(水)	神戸	18:00
12月18日(金)	大阪	18:00

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みお綜合法律事務所からの **重要なお知らせ**

新型コロナウイルス 感染予防の取組みについて

当事務所では、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して
 業務を行っております。

※ウェブ相談はご相談内容によります。

当事務所の新型コロナウイルス感染症拡大防止策について

- WEBによるオンライン相談の実施(ご相談内容により
 ます)、セミナーの個別相談対応
- 各相談ブースに消毒用アルコールを設置
 ご相談に際して使用をお願いしております。
- 相談ごとの相談ブースの除菌と換気
 ご相談の際に利用する相談ブースを使用する際にはプラ
 イバシーに配慮しながら扉を開放することで密閉空間に
 ならないようにしております。また、相談ブースを使用する
 たびにアルコール除菌シートによりデスク、文具などの除
 菌を徹底しています。
- マスク着用の徹底
 全社員にマスクを配布し、マスク着用を徹底しております。
- 時差出勤、在宅勤務
 通勤に伴う社会的接触の減少、職場における密集の減
 少をします。

- 毎日の体温計測の徹底
 全社員が出勤前に体温計測の徹底をし、体調不良の社
 員には出勤を控えるよう指示しております。

在宅勤務や時差出勤によりお電話が繋がりにくいなど皆
 様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承
 を賜りますようお願い申し上げます。

当事務所としましては、新型コロナウイルス感染症終息の
 目的が立たない状況の中、感染症拡大防止に向けた社
 会的責務を果たしつつ、法律の力を必要とされる方々へ
 充実したリーガルサービスを提供するという法律事務所
 の使命を果たしてまいりたいと考えております。

